# 石川県アルコール健康障害対策推進計画(第2次)概要

#### 第1章 計画策定の趣旨等

### 1 計画策定の趣旨

- ○アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康 障害を有する者等に対する支援の充実を図り、もって国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを 目的に、平成25年12月に「アルコール健康障害対策基本法」が成立、平成26年6月に施行された。
- ○アルコール健康障害対策に関する動向や本県の現状を踏まえ、本県におけるアルコール健康障害対策を総合的に推進する。
- 〇令和6年能登半島地震の影響を踏まえた対応、その他必要な事項については、計画の中間年に計画の見直しを行う。

### 2 計画の位置づけ

アルコール健康障害対策基本法第14条第1項に基づく、都道府県アルコール健康障害対策推進計画

#### 3 計画の期間

令和6年度~11年度までの6年間

## 第2章 石川県のアルコール健康障害をめぐる現状

- 〇石川県内の酒類の販売(消費)数量は減少傾向にあるが、生活習慣病リスクを高める量を飲酒している者の割合は、男女とも増加している。
- ○20歳未満の者の飲酒の割合は減少傾向にあり、令和4年度は0%であった。
- ○妊娠中の飲酒の割合は横ばいの傾向にあり、令和4年度は2.3%であった。
- 〇石川県におけるアルコール依存症の精神病床における入院患者数は毎年300人程度、外来患者数は毎年900人程度で推移している。
- 〇石川県におけるアルコール健康障害に関する相談件数は、令和4年度より増加し、令和5年度は559件となっている。

## 第3章 計画の基本的な考え方

#### 基本理念

- ○アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた 者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- ○アルコール健康障害が、飲酒運転、自殺、暴力、虐待等の問題に密接に関連することに鑑み、アルコール健康障害に関連して生ずるこれらの 問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとすること。

#### 第4章 重点目標

#### <重点課題1>

飲酒に伴うリスクの知識の普及と不適切な飲酒を防止する社会づくりを 通じて、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する。

○生活習慣病リスクを高める量を飲酒している者の割合の減少

20歳以上の男性 13.9%(R4年)⇒【目標値】 13.0%(R11年) 20歳以上の女性 7.5%(R4年)⇒【目標値】 6.4%(R11年)

○20歳未満の者の飲酒をなくす

【現状値】 0%(R4年)⇒【目標値】 0%(R11年)

○妊娠中の飲酒をなくす

【現状値】 2.3%(R4年)⇒【目標値】 0%(R11年)

### <重点課題2>

アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に 至る切れ目ない支援体制を構築する。

○こころの健康センター等における相談件数 【現状値】 559件(R5年)⇒【目標値】 増加(R11年)

〇かかりつけ医うつ・依存症対応研修会参加者数(累計) 【現状値】 5,494人(R5年)⇒【目標値】 7,100人以上(R11年)

○アルコール性肝疾患の死亡者数

【現状値】 41人(R4年)⇒【目標値】 減少(R11年)

### 第5章 施策体系 / 第6章 具体的な取組

### 基本方針

1 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する 社会づくり

### 具体的な取組

- (1) 教育の振興、普及啓発等
  - ・国の「飲酒ガイドライン」を踏まえた普及啓発の推進
- 2 誰もが相談できる場所と必要な支援につなげる 相談支援体制づくり
- 3 医療における質の向上と連携の促進

(2) 不適切な飲酒の誘引の防止

(1) 健康診断及び保健指導

- (2) アルコール健康障害に係る医療の充実等
  - ・アルコール専門医療機関従事者の国研修への派遣
- (4) 相談支援等
  - ・災害や感染症流行時における相談支援体制の強化
- 4 アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰 するための社会づくり
- (1) 社会復帰の支援
  - ・職域との連携による社会復帰支援
- (2) 民間団体の活動に対する支援

5 関係機関による連携体制の構築

(1) 予防から相談、治療、回復支援までの切れ目のない支援体制の強化

(3) アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアの推進
- ・医療・福祉・司法等の関係者による連携会議の開催
- (2) 人材の育成

# 第7章 推進体制等

- ○行政、医療、福祉及び司法等の関係機関や当事者団体、関係事業者等からなる推進会議において、本計画の取組の成果と課題を検証し、 アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進に向けて検討する。
- ○国の基本計画の動向及び推進会議における議論を踏まえ、必要な協議や計画の達成状況の評価等を実施する。